

## 第 18 回伊達市都市計画審議会議事録

日 時 令和元年 7 月 24 日（水） 13 時 30 分～14 時 35 分  
場 所 伊達市役所本庁舎 4 階 401 会議室  
出 席 者 11 名（奥村誠委員、重野龍勇委員、渡邊武委員、石津伸一委員、  
菅野喜明委員、安藤喜昭委員、佐藤実委員、大條一郎委員、  
高橋一由委員、板垣靖志委員、須田義和委員）  
欠 席 者 4 名  
議 事 議案第 1 号「県北都市計画下水道の変更について」  
議案第 2 号「県北都市計画大和地区計画の決定について」  
議案第 3 号「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準  
の変更について」

13 : 30 開始

<p>【開 会】 都市整備課長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、只今より第 18 回伊達市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます建設部都市整備課長の高橋と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、事務局より委員の出席状況について、ご報告いたします。</p> <p>名簿 4 番の清野委員、名簿 11 番の馬上委員、名簿 13 番の菅野委員、名簿 14 番の関根委員が欠席でございますが、15 名の委員のうち 11 名の方がお揃いですので、伊達市都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、次第の 2、挨拶です。</p> <p>建設部理事兼都市整備対策政策監の渋谷より、挨拶をさせていただきます。</p> <p>理事、よろしくお願いいたします。</p>
<p>【挨 拶】 建設部理事</p>	<p>ただいまご紹介いただきました、建設部理事の渋谷でございます。本日は、伊達市都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。</p>

<p>【事務局紹介】 都市整備課長</p> <p>板垣靖志委員</p> <p>都市整備課長</p>	<p>今回お諮り申し上げます内容は、「県北都市計画下水道の変更について」、「県北都市計画大和地区計画の決定について」及び「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について」の3件でございます。</p> <p>委員の皆さまには、忌憚のないご意見を賜りご審議いただき、ご答申賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、建設部内のことではございますが、建設部都市整備課の中に今年度4月より、区画整理推進室という新たな室を設け、職員を増員いたしました。現在鋭意進めております「高子北地区土地区画整理事業」、今後進めていく「堂ノ内地区土地区画整理事業」等、これらに関わるようになり、より専門的な見地の元、スピーディーで円滑な業務遂行を図ってまいります。</p> <p>また、5月より元号が新たに令和に変わりました。市政を取り巻く環境が日々変化していく中で、これからの時代にあった施策に取り組む上で、「安心して歳が取れ、子育てができるまち、伊達市」を目指して、街づくりを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>結びになりますが、今後の市政運営に対しまして、皆様のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3、新任委員及び事務局紹介に移ります。</p> <p>今年度の人事異動により、名簿11番馬上一忠愛委員と名簿12番板垣靖志委員が新たに就任しております。</p> <p>ここで、新任委員の方から、一言、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>伊達警察署長 板垣靖志様、お願いいたします。</p> <p>伊達警察署の板垣と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、名簿11番馬上一委員につきましては、本日公務により欠席となりますので、次回審議会の際にご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>続きまして、当審議会の事務を所管しております関係職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
---	--

	<p>「都市整備課課長補佐兼都市計画係長の野田です。」  「都市整備課都市計画係の石田です。」  「都市整備課都市計画係の宍戸です。」</p> <p>また、本日の審議会には、今回、審議いただきます議案に関連する部局からも職員が出席しておりますので、自己紹介させていただきます。</p> <p>「都市整備課建築開発指導係長の厚海です。」  「下水道課下水道整備係長の佐藤です。」  「下水道課下水道整備係の大谷です。」</p> <p>最後に、都市整備課長の高橋と申します。  どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>【諮問】  都市整備課長</p>	<p>続きまして、次第の4、諮問に入ります。  伊達市都市計画審議会会議運営規則第4条の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっております。奥村会長、議長席へお移りください。</p>
<p>都市整備課長</p>	<p>それでは、諮問いたします。渋谷理事よろしくお願いたします。</p>
<p>建設部理事</p>	<p>それでは、市長からの諮問文を読み上げさせていただきます。  伊達市都市計画審議会条例（平成18年条例第147号）第2条第2号の規定に基づき、「県北都市計画下水道の変更について」、「県北都市計画大和地区計画の決定について」及び「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の変更について」貴審議会の意見を求めます。</p>
<p>都市整備課長</p>	<p>それでは、次の議事進行については、奥村議長、よろしくお願いたします。</p>
<p>【議事】  奥村議長</p>	<p>奥村でございます。活発な審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>【議事録署名人</p>	

<p>【の指名】 奥村議長</p>	<p>それでは、議事に移る前に、伊達市都市計画審議会会議運営規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名をします。今回は、名簿6番 菅野委員と名簿7番安藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>菅野喜明委員 安藤喜昭委員</p>	<p>はい。 はい。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第12条に会議の非公開について記載がありますので、会議は非公開とし、議事録については、市のホームページ等にて公開したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>はい、ご異議がないようですので、全員賛成ということで、会議は非公開といたします。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>それでは、議事にうつります。議事の進行ですが、議案ごとに説明と質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>それでは、まず、議案第1号「県北都市計画下水道の変更について」の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号について説明させていただきます。 (議案第1号について説明)</p>
<p>奥村議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明を受けました議案第1号に対して、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。 何かございませんか。</p>

高橋一由委員	はい。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋一由委員	<p>下水道事業の立地域域については、先に縮小の見直しが行われ、現在の区域指定がなされたと記憶しております。</p> <p>国でも人口減少や普及率を鑑みて、関西では下水道があまりにも投資が大きく財政がひっ迫して大変な状況となっているため、国は見直しを行いました。</p> <p>同時に、向こう7年間下水道区域から外れたところに合併浄化槽しかなくなってしまいました。昔は、し尿専門の単独浄化槽がありましたが、今は在庫がないということで、建物を建てる場合は合併浄化槽が必要となり、各人がミニ下水道のようなことをやるようになったため、改善が必要であるという話になり、伊達市でも一定の議論をして、今の状況になったと理解しております。</p> <p>本日の説明だと、伊達地域等が廃止となり、代わりに高子団地の区画整理事業に指定替えするということですが、そうしなければならぬ法律的な制限はありますか。</p> <p>今計画されている部分に、追加するだけでは何か問題があるのでしょうか。</p>
奥村議長	<p>今の高橋委員の質問は、「拡大する地域は理解したが、今なぜ縮小しなければならないのか」、国や県等の上位機関から「普及率を抑えなければならない」、「整備のめどが立たない箇所を計画から外さなければ、新しい区域の追加を認めない」等の指導があったのかどうかという質問です。</p> <p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>国から普及率等についての指導はありません。国や県の下水道事業の考え方が、計画策定当初は、市街化区域は全域下水道区域とするような、画一的な方針で計画決定しておりました。</p> <p>しかし、昨今は、合併浄化槽の技術向上もあり下水道とほぼ同じ排出基準となっており、国や県からは、計画のスリム化を図り、現実的な計画を立てるよう指導があったように聞いております。</p> <p>また、区域を縮小しないことによる弊害として、「下水道の認可区</p>

	<p>域にしている場合、合併浄化槽等の補助金が該当にならないこと」、「流域の下水処理施設の維持管理負担金は、下水道整備区域の面積割合で負担されること」、「処理場建設に係る費用等についても、下水道整備区域の面積割合で負担額が決まること」が挙げられ、庁内で様々な検討をした結果、このような計画の変更に至りました。</p>
高橋一由委員	はい。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋一由委員	<p>合併浄化槽の設置基準は、向こう7年間下水道の計画がない区域に該当すると思っていましたが、その法律はあるのでしょうか。</p> <p>この法律には矛盾があり、15年後には区域の変更等により下水道と合併浄化槽が混在するようになってしまいます。</p> <p>私は、合併浄化槽の方がよいかと思いますが、追加と廃止を分けて検討するのならまだよいですが、一度に追加と廃止をしてしまうと、追加区域のために廃止をすと思われかねず、市民への説明責任が果たせません。</p>
大條一郎委員	はい、議長。関連で質問してもよろしいでしょうか。
奥村議長	大條委員、どうぞ。
大條一郎委員	<p>高子団地の一区画の坪面積はどのくらいでしょうか。</p> <p>また、廃止予定の伊達地域ですが、合併浄化槽を入れるとしても人口密度が高く土地が狭いです。合併浄化槽を導入しやすい所と導入しにくい所があると思いますが、その比較はできているのでしょうか。</p>
事務局	高子団地の一区画の坪面積については、都市整備部局の方から説明をいたします。面積は平均すると220～230㎡くらいになる予定です。
奥村議長	下水道についての結論が出ないようであれば、議題を先に送り、後ほど審議したいと思います。

	<p>続いて、議案第2号「県北都市計画大和地区計画の決定について」の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	はい、議長。
奥村委員	どうぞ。
事務局	<p>それでは、議案第2号について説明させていただきます。 (議案第2号について説明)</p>
奥村議長	<p>ただいま、事務局から説明を受けました議案第2号に対して、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。 何かございませんか。</p>
石津伸一委員	はい、議長。
奥村議長	石津委員、どうぞ。
石津伸一委員	<p>名称についてですが、昔は大和（だいわ）という字名だったと記憶していますが、大和（やまと）が正しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民課の字名の一覧を確認したところ、大和（やまと）が正式な字名でした。</p>
菅野喜明	はい、議長。
奥村議長	菅野委員、どうぞ。
菅野喜明	<p>A地区の用途制限が準工業地域の範囲内ですが、商業施設を建てる予定はあるのでしょうか。 また、B地区は第一種低層住居専用地域の範囲内ですが、区画数はいくつでしょうか。</p>
事務局	<p>A地区の非住居系ですが、既存店舗も含めて3店舗を予定しております。新規の2店舗は、コインランドリーとドラッグストアを予定しております。</p>

	<p>また、B地区の住居系ですが、区画数は31区画を予定しております。</p>
大條一郎委員	<p>はい、議長。</p>
奥村議長	<p>大條委員、どうぞ。</p>
大條一郎委員	<p>既存店舗はそのまま残るといことでしょうか。 また、住宅が1軒だけあるが、立ち退きということになるのでしょうか。また、畑はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>計画区域には入りますが、既存店舗も住宅もそのまま残ります。畑については、住居系として一体的に農地転用と開発を進めてまいります。</p>
奥村議長	<p>他にございませんか。 それでは、これで議案第2号について審議を終了しまして、引き続き採決に入りたいと思います。 議案第2号について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。  ・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・  それでは、異議なしと認め、議案第2号について、当審議会として了承することとします。 続いて、議案第3号「伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の変更について」の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
奥村議長	<p>どうぞ。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号について説明させていただきます。 (議案第3号について説明)</p>
奥村議長	<p>ただ今、事務局から説明を受けました議案第3号に対して、ご質</p>



事務局	<p>問、ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。 何かございませんか。</p> <p>・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・</p> <p>これから、既に作られた建物の活用もあると思いますので、それ に対して、可能性を増やすことにつながると思います。</p> <p>それでは、これで議案第3号について審議を終了しまして、引き 続き、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号について、当審議会として、了承することにご異議あ りませんか。</p> <p>・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第3号について、当審議会とし て了承することとします。</p> <p>では、議案第1号に戻りまして、資料内の過去の経緯を確認しま すと、平成22年度の段階で1,245.8haの区域があったところを、 846.5haに減らしている経過があります。</p> <p>このときに、地域の事情を考えて残した区域である場合、今回整 備が困難であるから減らすということではなく、前回残さなければ ならなかった要件が変わらなければ、今回も外せないと思われます。 その部分について、説明をお願いします。</p> <p>平成22年、23年当時に1,245haから846haに減らしたところにつ きましては、市街化調整区域を基本に外した経緯がございます。</p> <p>今回の732haに変更する経緯につきましては、平成26年に国から 10年概成（市街化区域は概ね終了したであろう）という通達があり ました。通達を受けていろいろと検討しましたが、その前段として 平成13年の4月に単独浄化槽が廃止され、合併浄化槽のみの設置が 基本となり、公共下水道と合併浄化槽の放流水質等々については、 利用時に換算して20mg/lということで、同一の基準となっております。</p> <p>そういったことも踏まえながら、下水道の財政的な見地からも検</p>
-----	--

<p>奥村議長</p>	<p>討した結果、市街化区域ではありますが、伊達地区の国道4号線から東側、保原地区であれば古川の西側を外し、そこに合併浄化槽を設置する場合は、特別な区域加算ということで、通常の補助金にさらに増した金額を補助しております。</p> <p>それらを踏まえ、今回全体計画の見直しにあたり面積を縮小したところでございます。</p> <p>ただいまのご説明だと、前回の平成22、23年にかけて外した時は、およそ基準は市街化区域であるか市街化調整区域であるかというところを踏まえ外したが、その後平成26年度の国の通達によって、改善するように話があり、それに対応して今回見直しをする結果、縮小するのが妥当であるという結論になったということですね。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、何かご質問はありますか。</p>
<p>高橋一由委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>高橋委員、どうぞ。</p>
<p>高橋一由委員</p>	<p>転入者が下水道区域だったことを知らないで引っ越してくるケースがあったり、市民に向けてどのように説明をして、どのように理解してもらうかを丁寧にやらないと良くないと思われ、追加と廃止を一斉に行うのはまずいのではないかと思って今発言をしています。いずれ、そのような計画に変更するのに異論はありません。しかし、今回一斉に変更することをどういうふうに理解するのか、非常につらい立場にあります。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>国や県から増減の指示があったわけではないので、たまたま減らすことと増やすことが、同一の計画書に書かれただけという解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>追加する区域や廃止する区域は、市のホームページや広報にて市民の皆さまに、広く周知をしていきたいと考えております。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>他に質問はございますか。</p>
<p>重野龍勇委員</p>	<p>はい、議長。</p>

奥村議長	重野委員、どうぞ。
重野龍勇委員	<p>従来、流域・公共下水道は、下水道の普及率向上を図るために、合併浄化槽と比較検討しエリア設定を行っていましたが、先ほど話があったように、平成 20 年代頃に国の認識も変わってきたという経過があります。</p> <p>また、下水道と合併浄化槽が同等の処理効果であるというように国の認識も変わってきたという経過があります。</p> <p>それらの経過を踏まえた見直しであるものと理解しておりますが、当該地区が流域下水道の県北処理区であるため、県流域下水道担当部門との調整が重要であると思われまます。</p> <p>今回の下水道の見直しについて、当然に国・県との協議及び案の公告縦覧をされていると思いますので、市民から意見書があったのかどうか、あるいは、市民への説明会の経過はどうだったのか、説明願います。</p>
事務局	<p>計画の見直しにつきましては、県の下水道課または流域下水道と事前協議をしております。これについては、流域下水道処理場が国見にあり、そちらとも処理可能、汚水量の増減等について協議をいたしました。</p> <p>なお、高子北の新規追加部分について、県及び流域下水道と事前協議を行い、新たな投入点について協議が整っているところです。</p> <p>また、公告縦覧については、条例に基づく公告縦覧を平成 31 年 4 月 10 日から 5 月 8 日まで実施しております。その際、意見は出ませんでした。その後、都市計画法に基づく公告縦覧を令和元年 7 月 9 日から 7 月 22 日まで実施しましたが、意見は出ませんでした。</p>
高橋一由委員	はい、議長。
奥村議長	高橋委員、どうぞ。
高橋一由委員	市民に対しての説明はどうなっていますか。
事務局	今回廃止するところの区域の方々に、合計 4 回説明会を開催しております。

<p>奥村議長</p>	<p>1 か所目は梁川の工業団地、2 か所目は伊達の工業団地、3 か所目が伊達の4号線東側の区域全体を対象、4 か所目は保原地区の古川から西の区域全体を対象に、説明会を開催しております。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、これで議案第1号について審議を終了しまして、引き続き採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>それでは、異議なしと認め、議案第1号について、当審議会として了承することとします。</p> <p>以上で、議案第3号までの採決が終了しましたので、答申内容について確認したいと思います。事務局お願いします。</p> <p>・・・・・・・・・・(事務局で答申書(案)を配布)・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>ただ今、事務局で配布しました答申書(案)のとおり答申してよろしいでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、答申書については、審議会終了後、私から提出することとします。</p> <p>以上で議事を終了しますので、議長の任を辞したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>あとは、事務局にお返しします。</p>
<p>【閉 会】 都市整備課長</p>	<p>委員の皆様、ご審議ありがとうございました。</p> <p>本日の予定は全て、終了いたしました。</p> <p>次回の審議会は11月頃を予定しております。詳細につきましては、改めてご案内をお送りいたします。</p>

	<p>それでは、以上をもちまして、第 18 回伊達市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
--	--

14 : 35 終了